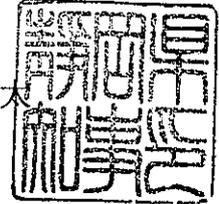




環 生 第 69 号
平成 25 年 5 月 14 日

富士製紙協同組合
理事長 山崎 豊 様

静岡県知事 川勝 平太



富士製紙協同組合焼却施設 4 号機設置事業環境影響評価方法書に関する意見について

平成 24 年 12 月 21 日付けで富士製紙協同組合理事長から静岡県知事に送付された標記方法書に対し、静岡県環境影響評価条例第 14 条第 1 項に基づき環境保全の見地から別紙のとおり意見を述べます。

担 当	くらし・環境部 環境局 生活環境課 環境影響評価班
電話番号	054-221-2268
FAX 番号	054-221-3665
E-mail	seikan@pref.shizuoka.lg.jp

富士製紙協同組合焼却施設 4 号機設置事業に係わる環境影響 評価方法書に関する意見

全般的事項

- 1 当該事業箇所は、富士山世界文化遺産の登録対象エリアに近いことから、環境影響評価の実施には特段の配慮をすること。
- 2 事業実施区域及びその周辺の概況の把握は、適正な評価や保全措置に大きく影響するため、慎重に調査すること。
- 3 環境影響評価項目を除外した理由は、根拠が不明瞭であるため、科学的な根拠を具体的に示すこと。

個別事項

1 大気質

- (1) 事業実施位置における地上気象の風向・風速の調査は、愛鷹山の地形の影響で局地的な風が吹くことが予想されるため、4 季ごとに 7 日間の実施では、特徴を把握することは難しい。このため、季節や気候条件を考慮し、必要に応じて調査期間を延長するなどの対応を図ること。
- (2) 計画施設からの排出ガスの環境影響を受けるおそれが認められる地域を、半径 1.0 km の範囲としているが、最大着地濃度出現地点を約 900m とした根拠が不明確であるため、設定した条件や算出式等を記載すること。また、最大着地濃度出現地点等に変更が生じる場合には、その条件で調査、予測及び評価を実施すること。
- (3) 既設施設で焼却灰の搬出時に粉じんの飛散が確認されたため、環境影響評価項目の対象とすること。

2 水質

- (1) 水環境の水質については、環境影響評価項目から除外した理由として「建屋工事等で発生した濁水は調整池へ溜め、上澄水を放流するため」としているが、汚濁源があることは事実であるため、調査、予測及び評価を実施すること。また、建屋工事等でコンクリートを扱う際、アルカリ性の排水が発生することも想定されることから、工事中の排水処理方法について pH 調整等を行うなど、具体的に記載すること。
- (2) 事業実施位置の周辺地域内の下流域に、上水道施設の「桑崎水源地」が稼働している。周辺範囲としている半径 1 km の直近外側下流域に数年後には「桑崎 2 号水源地」が稼働予定である。造成や建屋工事等の工法によっては基礎工事・コンクリート工事施工の際、アルカリ成分が地下に浸透することで水源の汚染が予測されるため、環境要素の区

分の地下水の水質について、調査、予測及び評価を実施すること。

3 景観

富士山を活かしたシーニックエリア（風景の優れた地域）の形成を目標とする「富士山周辺景観形成保全行動計画」（平成 25 年 3 月 静岡県策定）の趣旨を踏まえ、事業箇所が視対象の手前にあたることを認識し、富士山の眺望景観を阻害しないよう、十分に配慮すること。

4 残土

工事により発生する残土については、環境影響評価項目の選定又は除外した理由に、想定される残土量及び処分先について明記すること。

5 温室効果ガス等

温室効果ガスについては、二酸化炭素だけでなく、ペーパースラッジの焼却により発生するその他の温室効果ガスについても調査、予測及び評価を実施すること。